一　当該関連法人の支配関係事業年度（当該内国法人及び法第五十七条第三項に規定する被合併法人等と当該関連法人との間に最後に支配関係があることとなつた日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）の前事業年度終了の時における時価純資産価額（その有する資産の価額の合計額からその有する負債（新株予約権に係る義務を含む。以下この号において同じ。）の価額の合計額を減算した金額をいう。次号及び次項において同じ。）が簿価純資産価額（その有する資産の帳簿価額の合計額からその有する負債の帳簿価額の合計額を減算した金額をいう。次号において同じ。）以上である場合　当該関連法人の特定資産譲渡等損失相当額は、ないものとする。

二　当該関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額が簿価純資産価額に満たない場合で、かつ、当該満たない金額（以下この号において「簿価純資産超過額」という。）が当該関連法人の関連法人対象事業年度において生じた前条第七項第一号に規定する欠損金額に係る特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たないとき　当該関連法人の特定資産譲渡等損失相当額は、当該簿価純資産超過額に相当する金額が当該各事業年度における特定資産譲渡等損失相当額のうち最も古いものから順次成るものとした場合に当該事業年度における特定資産譲渡等損失相当額のうち当該簿価純資産超過額に相当する金額を構成するものとされた部分に相当する金額とする。

9　前項の規定は、同項の内国法人の法第五十七条第二項の適格合併又は残余財産の確定に係る同項に規定する合併等事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に前項各号に定めるところによる特定資産譲渡等損失相当額の計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、時価純資産価額の算定の基礎となる事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

10　税務署長は、前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第八項の規定を適用することができる。

11　前三項の規定は、法第五十七条第四項の内国法人の前条第十一項において準用する同条第七項に規定する関連法人の同項に規定する関連法人対象事業年度において生じた同項第一号に規定する欠損金額に係る同号に掲げる金額について準用する。この場合において、第八項第一号中「法第五十七条第三項に規定する被合併法人等」とあるのは「法第五十七条第四項に規定する支配関係法人」と、第九項中「法第五十七条第二項の適格合併又は残余財産の確定に係る同項に規定する合併等事業年度」とあるのは「法第五十七条第四項の適格組織再編成等に係る同項に規定する組織再編成事業年度」と読み替えるものとする。

第百十六条の二第一項中「生じた事業年度」の下に「の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同条第五項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した書類を添付し、かつ、当該事業年度後の各事業年度について連続して確定申告書を提出していること」を加え、「（以下この項において「みなし災害損失欠損金額」という。）」を削り、「）について同条第五項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した」を「（以下この項において「直前適格合併等事業年度」という。）について」に改め、「（みなし災害損失欠損金額にあつては、確定申告書）」を削り、「その後において」を「当該直前適格合併等事業年度後の各事業年度について」に、「ことと」を「こと）と」に改め、同条第四項中「第百十二条第九項」を「第百十二条第十二項」に改め、同条第五項中「第百十二条第十三項」を「第百十二条第十六項」に、「同条第十四項」を「同条第十七項」に改める。

第百十八条の三第四項中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改める。

第百二十二条の十四第三項中「第六十五条の十四」を「第六十五条の十二」に改める。

第百二十三条の八第一項第二号イ中「ロに」を「ロ及び第十二項に」に改め、同条第二項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第三項第五号中「この号」を「この号及び第十二項」に改め、同条第四項第五号中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同条第九項第四号中「、第六十五条の十二第十一項」を「又は第六十五条の十二第十一項」に改め、「又は第六十五条の十四第十一項若しくは第十二項」を削り、同条第十七項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に、「、「第十七項」を「第十八項」に、「読み替える」を「、第十二項中「同項に規定する支配関係法人から同項」とあるのは「第十八項の他の被合併法人等との間に」とあるのは「第十八項において準用する第一項第二号ロ」と、「当該支配関係法人との間に」とあるのは「当該被合併法人等との間に」と、「同号イ」とあるのは「同号ロ」と、「当該支配関係法人又は」とあるのは「当該被合併法人等又は」と、「当該内国法人及び当該関連法人」とあるのは「当該被合併法人等及び当該他の被合併法人等と当該関連法人」と、「当該内国法人と」とあるのは「当該他の被合併法人等と」と、「当該支配関係法人が」とあるのは「当該被合併法人等が」と読み替えるものとする。

第百二十三条の八第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に、「「その」と」を「その」と、第十二項中「同項に規定する支配関係法人から同項の特定適格組織再編成等により移転を受けた資産」とあるのは「同項の特定適格組織編成等の直前の時において有する資産」と、「第一項第二号イ」とあるのは「第一項第二号ロ」と、「同号イ」とあるのは「同号ロ」と、「とし、当該支配関係法人」とあるのは「とし、当該内国法人」と、「当該内国法人と」とあるのは「当該支配関係法人と」と、「当該支配関係法人が」とあるのは「当該内国法人が」と」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　法第六十二条の七第一項の内国法人が同項に規定する支配関係法人から同項の特定適格組織再編成等により移転を受けた資産のうちに当該特定適格組織再編成等の日以前二年以内の期間（第一項第二号イに掲げる場合に該当しない場合には、支配関係発生日以後の期間に限る。第一号及び第二号において「前二年以内期間」という。）内に行われた一又は二以上の前特定適格組織再編成等（特定適格組織再編成等で関連法人（当該内国法人及び当該支配関係法人との間に支配関係がある法人をいい、第一項第二号イに掲げる場合には同号イの他の法人を含む。以下この項において同じ。）を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人とし、当該支配関係法人又は他の関連法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする他の特定適格組織再編成等をいう。）により移転があつた資産で関連法人のいずれかが関連法人支配関係発生日（当該内国法人及び当該支配関係法人と当該関連法人との間に最後に支配関係があることとなつた（当該他の法人にあつては、当該内国法人と当該他の法人との間に最後に支配関係があることとなつた日）日をいう。以下この項において同じ。）前から有していたもの（以下この項において「移転資産」という。）がある場合においては、当該移転資産については、当該支配関係法人が当該支配関係発生日前から有していたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。ただし、次に掲げる資産については、この限りでない。

一　前二年以内期間内に行われた適格組織再編成等で特定適格組織再編成等に該当しないものにより移転があつた資産

二　前二年以内期間内に行われた適格合併に該当しない合併により移転があつた資産で譲渡損益調整資産以外のもの

三　前二号に掲げる資産以外の資産で次に掲げるもの

イ　資産を財務省令で定める単位に区分した後のそれぞれの資産の当該関連法人支配関係発生日における帳簿価額又は取得価額が千万円に満たない資産

ロ　当該関連法人支配関係発生日における価額が当該関連法人支配関係発生日における帳簿価額を下回つていない資産（法第六十二条の七第一項の内国法人の同項に規定する特定適格組織再編成事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に当該関連法人支配関係発生日における当該資産の価額及びその帳簿価額に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、当該資産に係る関連法人支配関係発生日の価額の算定の基礎となる事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合における当該資産に限る。）